

改正案	現行
<p>（特定機器）            第一条（略）            2 法第三十条第三項の政令で定める機器のうち録画の機能を有するものは、次に掲げる機器（ビデオカメラとしての機能を併せ有するものを除く。）であつて主として録画の用に供するもの（デジタル方式の録音の機能を併せ有するものを含む。）とする。</p> <p>一 三（略）            四 光学的方法（波長が四百五十ナノメートルのレーザー光を用いることその他の文部科学省令で定める基準に従うものに限る。次号において同じ。）により、特定の標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた影像又はいずれの標本化周波数によるものであるかを問わずアナログデジタル変換が行われた影像を、直径が百二十ミリメートルの光ディスク（レーザー光が照射される面から記録層までの距離が〇・一ミリメートルのものに限る。同号において同じ。）であつて前号口に該当するものに連続して固定する機能を有する機器</p> <p>五 光学的方法により、影像を直径が百二十ミリメートルの光ディスクであつて第三号口に該当するものに連続して固定する機能を有する機器（前号に掲げ</p>	<p>（特定機器）            第一条（略）            2 法第三十条第三項の政令で定める機器のうち録画の機能を有するものは、次に掲げる機器（ビデオカメラとしての機能を併せ有するものを除く。）であつて主として録画の用に供するもの（デジタル方式の録音の機能を併せ有するものを含む。）とする。</p> <p>一 三（略）            四 光学的方法（波長が四百五十ナノメートルのレーザー光を用いることその他の文部科学省令で定める基準に従うものに限る。）により、特定の標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた影像又はいずれの標本化周波数によるものであるかを問わずアナログデジタル変換が行われた影像を、直径が百二十ミリメートルの光ディスク（レーザー光が照射される面から記録層までの距離が〇・一ミリメートルのものに限る。）であつて前号口に該当するものに連続して固定する機能を有する機器</p> <p>（新設）</p>

るものを除く。  
( )